

令和4年3月11日

学生・教職員のみなさんへ

長岡崇徳大学
学長 森 啓

「まん延防止等重点措置」の解除後の対応について【第20報】

新潟県の「まん延防止等重点措置」が3月6日全面解除となりました。

本学では、ここで改めて感染防止のための行動指針を下記に示しますので、当面の間はこの指針に従って行動してください。

記

1. 対策本部の判断に基づいて、教育研究及び大学運営を行う。また、国から発出された新潟県に対するまん延防止等重点措置の適用期間の終了後も、引き続き自覚を持った行動を強く要請する。
2. PCR検査で陽性となった者及び保健所から濃厚接触者とされた者は、保健所等の指示に従って行動すること。
3. 「新しい生活様式」を踏まえた行動指針は以下のとおりとする。

なお、本学で新型コロナウイルスの感染拡大が予想される場合は、直ちに本行動指針について見直しを行う。

1) 感染リスクの高い行動履歴のある者

- (1) 新潟県の「濃厚接触者の判断基準」に該当しないが、それに準ずる場合
 - (2) 濃厚接触者との間に「濃厚接触者の判断基準」に該当する接触のあった場合
- <濃厚接触者の定義について>

外部サイトへリンク 新規ウインドウで開きます。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/noukousessyoku.html>

2) 登校・出勤の禁止期間

陽性となった者については、原則として保健所が指定する療養期間とし、濃厚接触者についても、上記(2)の県の指定する自宅待機期間とする。

なお、学生・教職員の移動（出張）については、別に定める「新型コロナウイルス感染症対策危機管理レベル表 2022.03」のとおり行動してください。

以上